

下農振第 170 号
令和8年 1月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	安岡地区 (大塚集落、山中集落、林集落、横野集落、安岡集落、小田集落、富任集落、深坂集落、郷集落、三郎山集落、山田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下関市西部に位置する響灘に面した当地域は、年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれており、深坂溜池の水源を生かした稲作の盛んな地域である。また、水稻を基幹作物とした土地利用型農業が盛んであるとともに、ハウスを利用した木の芽やネギなどの園芸作物や花き等を組み合わせた都市近郊型農業も盛んに行われている。

地域内の担い手のうち、個人の認定農業者と担い手は、不在地主や高齢化により営農を断念した農地を集積し、水稻等の土地利用型作物と組み合わせて、農地の維持管理に取り組んでいる。また野菜や花き等の高収益作物にも取り組んでいる。

担い手が農地を集め、水稻や園芸作物を主体とした経営を行っているが、今後農業者の高齢化がさらに進むため、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者: 176人(うち69歳以下46人)

主な作物: 木の芽、ネギ、花き、えだまめ、コマツナ、はなっこりー、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

離農や高齢化に伴う遊休農地の発生を防ぐため、引き続き農地中間管理機構を活用し、認定農業者を中心に農地の集積集約化を進める。

地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るために、スマート農業の導入を進める。

木の芽、安岡ネギ、花き等は、ブランド力を高めていくとともに、担い手の確保・育成に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	225.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

安岡地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、認定農業者を中心に農地の集約化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業を耕作者の意向を踏まえながら必要に応じて検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる水稻育苗や防除作業は、山口県農業協同組合への委託を活用する。
また、ネギの出荷・調整は、山口県農業協同組合が運営するネギの選荷場を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①目撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。

⑦多面的機能支払制度等を活用し、農地の保全管理に取り組むとともに、水路や農道については、持続的な農業生産を行うための体制を整備する。